

第12回

佐賀県文化財保護審議会

佐賀県

令和7年(2025年)3月28日(金)

特別会議室(佐賀県庁新館4階)

《 会 議 次 第 》

1 開 会

2 局長あいさつ

3 会長あいさつ

4 議 事 1

佐賀県文化財の指定について【審議】

- ・鉄絵蒲公英文茶碗 てつ え たん ぽ ぼん ちや わん 一口（工芸品）
- ・「帰雲飛雨」副島種臣筆 き う ん ひ う そ え じ ま た ね お み ひ つ 一面（書 跡）
- ・丁亥年銘刻書紡錘車 てい がい ねん めい こく しょ ぼう すい しゃ 一点（考古資料）

5 議 事 2

佐賀県文化財の登録について【審議】

- ・のごみ人形（無形文化財／工芸技術）

6 議 事 3

佐賀県文化財の指定について【諮問】

- ・ガラス工芸技術（宙吹き） ちゅうぶ（無形文化財／工芸技術）

7 議 事 4

事務局報告【報告】

- ・令和7年度の文化財関係事業について

8 その他

9 閉 会

資料目次

1	佐賀県文化財保護審議会委員名簿	p 1
2	文化財保護・活用室業務分担	p 2
3	佐賀県文化財保護条例（抜粋）	p 3
4	佐賀県文化財保護条例施行規則（抜粋）	p 4
5	佐賀県文化財の指定及び登録について	p 5～11
6	令和6年度文化財保護事業の概要	p 12～15
7	佐賀県内指定文化財件数一覧	p 16
8	指定文化財の現状変更及び移動公開の状況	p 17～24
9	令和7年度文化財保護事業の概要	p 25
10	令和7年度文化課事業の概要	p 26～27
11	佐賀県文化財の指定理由	p 28～38
12	佐賀県文化財の登録理由	p 39～40

1 佐賀県文化財保護審議会委員名簿

任期：令和5年4月1日～令和7年3月31日

No.	部会	部 門	氏 名	現 職
1	会長	学識経験者	兒玉 浩明	佐賀大学長
2	第一部会	絵画・彫刻	井手 誠之輔	九州大学大学院人文科学研究院教授
3		建造物	伊東 龍一	熊本大学名誉教授
4		近代美術	吉住 磨子	佐賀大学芸術地域デザイン学部教授
5		歴史資料	伊藤 昭弘	佐賀大学地域学歴史文化研究センター教授
6		美術・工芸	野口 朋子	昭和音楽大学講師
7	第二部会	民俗芸能	金子 信二	前佐賀民俗学会副会長
8		工 芸	西田 宏子	根津美術館顧問
9		陶 芸	辻嶋 寿憲	九州産業大学造形短期大学部教授
10	第三部会	史跡・埋蔵文化財	渡辺 芳郎	鹿児島大学法文学部教授
11		史跡・埋蔵文化財	重藤 輝行	佐賀大学教育研究院教授
12		史跡・埋蔵文化財	宮元 香織	北九州市立自然史・歴史博物館歴史課歴史担当係長
13	第四部会	植 物	三島 美佐子	九州大学総合研究博物館教授
14		名 勝	藤田 直子	筑波大学芸術系教授

2 文化財保護・活用室業務分担

令和7年3月1日現在

職名	氏名	事務分担	
室長	古川 直樹	室の総括	
副室長	山田 信二	室長の補佐	
副室長	長崎 浩	室長の補佐（文化財指導・管理関係）	
副室長	細川 金也	室長の補佐（文化財調査・吉野ヶ里関係）	
文化財アドバイザー	五島 昌也	文化財行政に係る助言等	
文化財アドバイザー	白木原 宜	文化財行政に係る助言等	
文化財指導担当	係長	市川 浩文	指導（埋蔵）担当の総括、重要遺跡の調査・保存・指定に係る調整、九年庵、「歴史の道」調査事業
	係長	渋谷 格	指導（埋蔵）担当の総括、重要遺跡の調査・保存・指定に係る調整、市町教育委員会への指導・支援、保護事務研修・会議、遺跡地図
	係長	小野 将史	管理担当の総括、国・県重文等建造物・重伝建群修理等関係、登録有形文化財（建造物）、県文化財保護審議会全体会
	主任主査	吉本 健一	文化財保護法事務及び市町教育委員会（東部）への指導・調整、現状変更事務（史跡）
	主任主査	村松 洋介	古代歴史文化共同調査研究事業費、「歴史の道」調査事業、開発関連各法に係る文化財調整、文化財年報
	主任主査	山本 文子	国庫補助金事務、現状変更事務（史跡以外）、第1部会（有形）、地域文化財総合活用推進事業、九州地区民俗芸能大会
	主査	堤 英明	名護屋城跡並陣跡保存活用計画策定、文化財保護法事務及び市町教育委員会（中部）への指導・調整、公立学校事業に係る文化財調整
	主事	唐 尚暉	文化財保護法事務及び市町教育委員会（西部）への指導・調整、「歴史の道」調査事業、国・県所管事業に係る文化財調整
	主査	光富 柊介	県費補助金事務、カササギ保護、地方文化行政状況調査、表彰・叙勲事務、特別交付税積算資料作成事務
	主事	安部 萌花	九年庵に関する業務
	主事	村井 さくら	銃砲刀剣登録事務、史跡等維持管理委託契約事務、文化財保護指導委員、第2部会（民俗・無形）、県登録文化財の登録事務、日本遺産
	主事	矢野 定治郎	銃砲刀剣登録事務、第4部会（名勝・天然記念物）、文化財保護協調週間、文化財防火デー、博物館学芸員研修
	主事	松永 裕哉	文化庁統計調査に係る事務、国・県所管事業（土木・農林）
文化財調査担当	係長	川副 麻理子	県営産業用地計画（下中杖遺跡）に係る調査支援、文化財調査研究資料室（図書管理）
	係長	越知 睦和	佐賀道路文化財調査、吉野ヶ里遺跡展示室・文化財調査研究資料室・横武収蔵庫の管理・運営の総括、県内遺跡確認調査
	主任主査	日高 正基	吉野ヶ里遺跡展示室の管理・運営、吉野ヶ里遺跡普及啓発・活用事業
	主事	土井 翔平	文化財調査研究資料室・横武収蔵庫の管理・運営、「さがヲほる」展、第3部会（考古・史跡）、県内遺跡確認調査
	主事	寺田 光歩	吉野ヶ里遺跡展示室の管理・運営、吉野ヶ里遺跡普及啓発・活用事業
吉野ヶ里遺跡担当	係長	瀧ノ上 隆介	吉野ヶ里遺跡調査・管理に関する総括、現状変更、吉野ヶ里博物館・展示施設整備、調査指導委員会（弥生・古代）運営
	係長	古川 真理子	文化財保護室予算全般（予算・決算）、監査・会計検査、総務事務に関する総括
	主査（再）	小松 譲	吉野ヶ里遺跡発掘調査、古代調査報告書作成
	主事	塩見 恭平	吉野ヶ里遺跡の調査、古代調査報告書作成、出土資料の管理
	主事	仲田 美乃里	吉野ヶ里遺跡調査、調査事務所の管理・運営、資料貸出、画像等使用許可、九州北部三県姉妹遺跡連絡会議、大規模遺跡調査連絡協議会
	主事	福田 史子	歳入、予算執行管理、財産管理、名義後援事務、その他総務事務

3 佐賀県文化財保護条例 (※佐賀県文化財保護審議会部分抜粋)

(平 31 条例 1・追加)

昭和 51 年 3 月 30 日

佐賀県条例第 22 号

第 8 章 佐賀県文化財保護審議会

(設置)

第 44 条の 2 法第 190 条第 2 項の規定に基づき、佐賀県文化財保護審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 44 条の 3 審議会は、知事の諮問に応じてこの条例に規定する事項その他文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、及びこれらの事項に関して知事に建議する。

(組織)

第 44 条の 4 審議会は、委員 20 人以内で組織する。

2 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員若干人を置くことができる。

第 44 条の 5 委員及び臨時委員は、文化財に関して優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。

第 44 条の 6 委員の任期は 2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、退任するものとする。

(会長及び副会長)

第 44 条の 7 審議会に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 44 条の 8 審議会は、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。

2 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の 2 分の 1 以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第 44 条の 9 審議会に、規則の定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長に事故があるときは、あらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(庶務)

第 44 条の 10 審議会の庶務は、佐賀県地域交流部において処理する。

(補則)

第 44 条の 11 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

4 佐賀県文化財保護条例施行規則 (※審議会部会部分抜粋)

平成 31 年 3 月 29 日
佐賀県規則第 31 号

(部会の設置)

第 18 条 条例第 44 条の 9 の規定に基づき、佐賀県文化財保護審議会に部会を置く。

(部会の名称及び所管事項)

第 19 条 部会の名称及び所管事項は、次の表のとおりとする。

部会の名称	所 管 事 項
第 1 部会	有形文化財(考古資料に関するものを除く。)及び有形民俗文化財に関する事。。
第 2 部会	無形文化財及び無形民俗文化財に関する事。。
第 3 部会	史跡、埋蔵文化財及び考古資料に関する事。。
第 4 部会	名勝及び天然記念物に関する事。。

2 前項に定めるもののほか、必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

附 則

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

5 佐賀県文化財の指定及び登録について

(1) 佐賀県重要文化財の指定

- | | | |
|---|---|-----------|
| 一 | <small>てつ え た ん ぼ ぼ も ん ち ゃ わ ん</small>
鉄絵蒲公英文茶碗 | 一口 (工芸品) |
| 一 | <small>き う ん ひ う そ え じ ま た ね お み ひ つ</small>
「帰雲飛雨」副島種臣筆 | 一面 (書 跡) |
| 一 | <small>て い が い ね ん め い こ く し ょ ぼ う す い し ゃ</small>
丁亥年銘刻書紡錘車 | 一点 (考古資料) |

(2) 佐賀県登録文化財の登録

- | | | |
|---|-----------------------------------|--------------|
| 一 | <small>に ん ぎ ょ う</small>
のごみ人形 | (無形文化財／工芸技術) |
|---|-----------------------------------|--------------|

(3) 佐賀県無形文化財の諮問

- | | | |
|---|---|--------------|
| 一 | <small>こ う げ い ぎ じ ゅ つ ち ゅ う ぶ</small>
ガラス工芸技術 (宙吹き) | (無形文化財／工芸技術) |
|---|---|--------------|

※会議概要資料 (P. P. 11～12) は非公開

5-（1）佐賀県重要文化財の指定

No.	種別・名称及び員数	所有者・所在地
1	佐賀県重要文化財（工芸品） <small>てつえたんぽぼもんちやわん</small> 鉄絵蒲公英文茶碗 1口	[所有者] 佐賀県 [所在の場所] 佐賀県西松浦郡有田町戸杓乙3100番地1（佐賀県立九州陶磁文化館） [指定の理由] 本作品は、17世紀初期頃に肥前で作られた、 <small>たんぽぼ</small> 蒲公英を描く唐津焼の <small>くつちやわん</small> 沓茶碗である。寸法は、口径16.7×13.9cm、高7.3cm、底径7.3×6.1cmを測る。 唐津焼は、現在の佐賀県・長崎県一帯を指す肥前の地で、朝鮮半島出身の陶工から技術移入して生産が始められた陶器の総称で、肥前名護屋城への物資輸送により発展した海上輸送ルートに乗って遠隔地まで運ばれた。慶長年間（1596～1615年）には全盛期を迎え、日本海側と西日本を中心に広い地域で相当量の日用食器の唐津焼が流通した。 唐津焼は、茶陶としても早くから評価されてきた。慶長期を代表する唐津焼は絵唐津であるが、絵唐津の茶碗の主要な種類の一つに沓茶碗が挙げられる。僧や神主らが履いた楕円状の履物である沓に似た形状の茶碗が、 <small>せんりのりきゆう</small> 千利休没後に大名茶人で茶の湯をリードした <small>ふるたおりべ</small> 古田織部の影響を受けて17世紀初期頃に作られた。 本作品は、口縁を内向きにすぼめながら <small>ろくろ</small> 轆轤で円形に引いた後、楕円形に歪ませている。一般的な沓茶碗に比べ歪みの少ない形状は、沓茶碗の中でも比較的初期に作られた形状と考えられる。高台は円形に低く削り出して中心を丸く削り込んだ後、高台の外側と腰部に直線的なへら彫りを施している。絵唐津には珍しい蒲公英が簡素な表現ながらよく特徴を捉えて描かれ、口縁にたっぷり塗られた鉄顔料の流れは趣のある景色となっている。 類品は、絵唐津を焼いた窯のなかでも早い時期に操業したと考えられている伊万里市内の <small>やきやまかみかまあと</small> 焼山上窯跡の陶片にみられ、歪みや高台作り、へら削りに相通じる特色が認められる。 慶長頃の茶会記には、唐津焼の記載が多くみられる。慶長7年（1602）頃、佐賀藩初代藩主 <small>なべしまかつしげ</small> 鍋島勝茂が国元の家老にあてた書状に、伏見で開かれた古田織部の茶会で唐津焼の茶入や茶碗が出されたことが記され、当時、大名たちが盛んに開いた茶会のなかで唐津焼が評価されていたことが分かる。 また、桃山時代から江戸時代を通じてせともの屋が集中していた京都の三条通界隈の遺跡からは、大量の茶陶が出土しており、織部、志野などの茶陶と共に絵唐津の沓茶碗がみられ、京都で絵唐津の沓茶碗が流行していた様子がうかがえる。 本作品は、絵唐津のなかでも、類例の知られていない蒲公英の意匠を中心とする優品であることに加え、沓茶碗の中でも初期と考えられる形状であり、大名外交に茶陶が用いられるなかで重用された唐津焼の歴史背景を雄弁に物語っていることから、きわめて重要な作例であると評価される。

No.	種別・名称及び員数	所有者・所在地
2	佐賀県重要文化財（書跡） <small>きうんひう そえじまたねおみひつ</small> 「帰雲飛雨」副島種臣筆 一面	[所有者] 佐賀県 [所在の場所] 佐賀県佐賀市城内 1-15-23 (佐賀県立美術館)
	[指定の理由] <p>本作は、個性的な書風で知られる副島種臣の作品の中でも大胆な発想と筆遣いによる極めて独創的な作品である。</p> <p>本作の法量は、縦 45.0 cm、幅 137.0 cm の料紙に墨で書かれ、扁額に仕立てられている。</p> <p>作者の副島種臣（1828～1905 年）は、佐賀藩士で弘道館指南を務めた枝吉種彰（南濠）の次男として生まれ、のちに副島家の養子となった。幕末は勤皇倒幕の運動に奔走し、明治維新後は新政府に用いられ、参議、遣露大使、外務卿などを歴任した。明治 6 年（1873）の征韓論政変で敗れて下野し、明治 9 年（1876）から 2 年間中国を漫遊した。帰国後、明治 12 年（1879）に明治天皇の侍講となり、漢学を進講した。また、漢詩人としても優れ、多くの漢詩とともに書作を手掛け、能書家としても広く知られる。</p> <p>「帰雲飛雨」の帰雲と飛雨は、それぞれ情景をあらわす熟語で、四字に連ねたのは副島の創意と考えられ、足早に行く雲が驟雨をさそう様子と解釈できる。</p> <p>本作を特徴づける渦巻きの手書について、谷川徹三氏は「「繆篆」（漢代に印刻に用いた篆書の一つ。うねりまがった形のものを）を草書体」にしたものとの指摘がある。</p> <p>本作と同種の書体は、中国明代以降の草書体や副島の他の一部の書にも見出せるが、本作ほど草書体の通例を超えた回転を多用し強調した作品は類例がない。また、「帰」「雲」「雨」にみられる回転する方向も多用を試みており、その一方で「飛」は垂直線を反復するように引き、回転の躍動感を抑制する安定感をもたらす四字による調和と緊張感を醸し出している。さらに、本作は雨雲を発生させる龍のイメージを想起させ、雨の字はとぐろを巻く龍の姿を連想させる。副島は、種臣と改名する以前に龍種という名であり、龍は皇帝（天皇）を象徴するものでもあることから、尊王派で明治天皇の侍講を務めた副島ならではの発想と考えられ、また「雲」は中国の漢詩では望郷の念を述べる際に寓意として使用されることが多く、望郷の思いを込めたとも考えられる。</p> <p>本作品の詳細な制作年は不明であるが、副島による他の書の類例や款記から、制作年は明治 20 年代初め頃（60 歳代前期）の作と考えられる。</p> <p>作品の状態は、経年により料紙は全体的に茶褐色に変色し、表面のヒビが見られ、一部に墨の剥落が見られるが、平成 17 年（2005）の修復で状態は安定している。本作は、副島家に伝来した唯一の扁額であり、平成 6 年（1994）に佐賀県立美術館に寄贈を受けて以降、常設展や展覧会で紹介されてきた。</p> <p>副島の書は、昭和 30 年頃から再評価が進み、近年、高校の教科書に掲載されるなど、日本の近代書道史において重要視されており、本作は、副島の生涯における代表作に数えられ、今日的視点で見ても斬新さを失っておらず、副島の書制作における円熟期に書かれた大胆な発想と筆遣いによる極めて独創的な作品である。</p>	

No.	種別・名称及び員数	所有者・所在地
	佐賀県重要文化財（考古資料） <small>ていがいねんめいこくしよぼうすいしや</small> 丁亥年銘刻書紡錘車 1点	[所有者] 小城市教育委員会 [所在の場所] 佐賀県小城市小城町 158-4 (小城市立歴史資料館)
3	<p>[指定の理由]</p> <p>本資料は、脊振山系の<small>てんざん</small>天山南麓の扇状地上に位置する<small>おぎしちょうなが</small>小城市丁永遺跡からの出土である。丁永遺跡は弥生時代から中世にかけての集落跡であり、平成19年度に丁永遺跡2区の発掘調査が実施され古墳時代から平安時代にかけての堅穴住居跡や土抗、溝跡等が検出されている。本資料は、そのなかの小穴（遺構番号P070）より出土したものである。</p> <p><small>ぼうすいしや</small>紡錘車とは、穿孔を施した円盤型の石製品または土製品（<small>ぼうりん</small>紡輪）に、軸棒（<small>ぼうけい</small>紡茎）を差し、回転させて繊維に<small>よ</small>撚りをかける道具である。紡錘車の両面や側面に文字を刻むものを「<small>こくしよぼうすいしや</small>刻書紡錘車」と呼ぶ。</p> <p>本資料は、一部欠損しているものの使用時の形態を良好に保っており、直径4.58cm、厚さ0.75cm、孔径0.77cmを測り、重量は27.5gである。材質は片状蛇紋岩（滑石を含む可能性）である。断面は長方形を呈し、上面には「丁亥年 六月十二日 <input type="checkbox"/> <small>もしくは赤カ</small> 梶 <small>[万呂カ]</small> 十<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>」と線刻されている。</p> <p>釈文は「<small>ていがいねん</small>丁亥年 <small>ろくがつじゅうにち</small>六月十二日 <input type="checkbox"/> <small>いと(う)まる</small>梶十<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>」で、人名部分は「<small>あてと(う)まる</small>赤梶十万呂」と読むことができる。刻まれた文字は中国六朝風の古様の字体の特徴をよくあらわしている。また、本資料に刻書された干支表記は<small>たいほうりつりょう</small>大宝律令施行（西暦701年）以前の木簡にみえる書式で、大宝律令施行以降は年号表記が通例となっている。刻まれた文字の特徴や共伴した土器片の観察から、本資料は「丁亥年」＝西暦687年にあてることができる。</p> <p>刻書紡錘車は、関東地方に集中して分布しており、九州地方における出土事例は本資料を含め長崎県大村市<small>たけまつ</small>竹松遺跡や佐賀県鳥栖市<small>もとぐち</small>門戸口遺跡のみと希少であり、本資料は、これらに先だち九州地方において初めて発見された事例である。さらに、本資料は現時点で、日本国内で出土している紀年銘を有する刻書紡錘車の中で最古の年代を刻むものでありたいへん貴重である。</p>	

5- (2) 佐賀県登録文化財の登録(登録理由)

No.	種別・名称及び員数	所有者・所在地
	佐賀県登録文化財〔無形文化財（工芸技術）〕 のごみ人形	[保持者等]のごみ人形工房 [所在の場所] 佐賀県鹿島市大字山浦甲1524
1	<p>[登録候補とする理由]</p> <p>1945年（昭和20年）、鍋島更紗を復元した染色家・鈴田照次氏が、終戦後の混乱と飢えの中で、荒廃しがちな風潮の中に潤いと楽しさを求めて「能古見（のごみ）」地域で創り上げた郷土玩具である。</p> <p>当初は木製の人形であったが、戦後の混乱が落ち着き始め、徐々に物資が豊かになりつつあったこと、木材よりも安定して量産できること、鈴田照次が有田焼の絵付け指導をしており、焼き物の知識や道具があったことなどから素焼物で製作するようになった。</p> <p>戦後数年を経て、佐賀県鹿島市の祐徳稻荷神社で魔除け、開運の参拝土産となり、広く郷土玩具として知られるようになった。</p> <p>のごみ人形の原料となる土は、大牟田の山口粘土と塩田の磁器土（天草産）を混合したものを使用し、型は石膏製である。型に均一の厚みで押しえつけながら成型し、土鈴となる約1cmの土の玉を入れ型を貼り合わせ、鈴口と紐を通す穴を開けて天日で乾燥させた後、ガス窯を使用して約900度で10時間ほど焼成する。焼成後は、色づきを良くするために胡粉と膠を混ぜ、二度塗りを行い、その上から顔料を使い鮮やかな絵付けを施す。最後に竹の皮を穴に通し、い草で結びつけた把手を付け、「のごみ人形」が完成する。</p> <p>のごみ人形は、丸みを帯びた単純化された造形、素朴な鈴の音、多彩な色使いが特徴で、代表的な干支の土鈴をはじめ、佐賀にちなんだカチガラス、ムツゴロウなど約50種類の人形が製作されている。代表的な十二支鈴は、日本郵便の年賀切手の絵柄に3度（昭和38年、平成3年、平成26年）採用されるなど、製作された人形は、国内外で販売され、人形を通じて佐賀の文化的魅力が広く発信されている。</p> <p>当該文化財の洗練された柔らかな造形や多彩な色使いは、高度な造形技術と豊かな色彩感覚が反映されており、カチガラスやムツゴロウ、浮立面などのモチーフは佐賀の地域的特色が色濃く表れている。</p> <p>近年、社会状況や生活形態の変化から無形文化財の継承が課題となっており、申請者も「のごみ人形」の継承に対して危機感を抱くなか、佐賀県の登録文化財とすることで県内外に佐賀県の無形文化財としてPRし、今後の継承に繋がっていきたいと考えている。</p> <p>今回、県登録文化財として登録することは、申請者の活動を奨励し、のごみ人形製作技術継承の一翼を担っているとの意識を一層強めることに繋がると考えられる。</p>	

6-(1) 令和6年度 文化財保護事業の概要

1 開発等に係る文化財保護

◆調査事業

- 各種開発に伴う埋蔵文化財の試掘・確認調査
 - ・公共事業（西九州自動車道・佐賀道路）
- 各種開発に伴う埋蔵文化財の本発掘調査
 - ・佐賀道路線内文化財発掘調査（佐賀市「藤三郎屋敷遺跡」発掘調査・整理作業）
 - ・県営産業用地計画（下中杖遺跡）に係る調査支援
- 佐賀県「歴史の道」調査事業（平成29～令和7年度）
 - ・詳細調査…筑前街道（三瀬道）、背振道、寺井津道他
 - ・報告書作成…『山越えの道、海への道』
- 一般土地開発、公共事業に係る調整等（埋蔵文化財の保存と活用）
- 文化財調査研究資料室の運営、横武埋蔵文化財収蔵庫の管理

2 文化財の保存管理と整備活用

◆保存整備事業

- 吉野ヶ里遺跡の発掘調査に伴う報告書作成等及び資料の保存・活用
- 名護屋城跡並びに陣跡の発掘調査等・整備
- 「名護屋城跡並陣跡」保存活用計画策定事業
- 「九年庵庭園」調査・整備事業（石垣修理工事、保存整備工事測量設計等）

◆保護管理事業

- 県指定及び登録文化財候補の調査及び指定・登録
- 肥前古陶磁窯跡の保存・継承
- 文化財保存整備事業費補助（市町等が行う各種事業への助成）
- 計画書等作成協力・支援
 - ・伝建群保存対策調査報告書（唐津市呼子）、伝建保存地区防災計画（有田町有田内山）
 - ・旧筑後川昇開橋保存活用計画（佐賀市）、うれしの釜炒り茶文化継承事業調査報告書（嬉野市）
- 史跡等維持管理委託（維持管理に対する助成）
- 国・県指定文化財パトロール（文化財保護指導員による巡視・点検）
- カササギ保護対策（幼鳥等の保護、各機関の現状変更に対する確認）
- 銃砲刀剣類登録事務（登録審査会の開催、登録事務）
- 世界遺産（明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業）整備・取組への支援

◆普及啓発事業

- 文化財調査報告書の刊行
- 文化財保護強化キャンペーン
 - ・文化財保護強調週間（11/1～11/7）
 - ・文化財防火デー（1/26）
- 九州地区民俗芸能大会（11/10 @熊本県八代市）
- 吉野ヶ里遺跡普及啓発（講演会、レプリカ作製、動画作成、パネル展、弥生まつり）
- 「さがヲほる—佐賀県発掘成果速報2024—」展覧会（9/7～10/14、於佐賀県立博物館）
- 吉野ヶ里遺跡情報発信事業（各種体験会・動画配信等）
- 古代歴史文化に関する共同調査研究事業（第3期）

6-(2) 令和6年度埋蔵文化財発掘調査・重要遺跡確認調査等の実施一覧

R7年3月1日現在

番号	調査主体	遺跡名	調査期間	調査面積(m ²)	遺跡の性格	調査の原因
1	佐賀県	吉野ヶ里遺跡	R6.4～R7.3	600	弥生時代の墓地跡	学術調査(史跡内)
2		名護屋城跡(水手通路)	R6.5～R7.3	176	文禄・慶長の役に際し築かれた城跡	学術調査(史跡内)
3		名護屋城跡(弾正丸)	R6.5～R7.3	300	文禄・慶長の役に際し築かれた城跡	学術調査(史跡内)
4		名護屋城跡(弾正丸下)	R6.5～R7.3	80	文禄・慶長の役に際し築かれた城跡	学術調査(史跡内)
5		前田利家陣跡	R6.5～R7.3	180	文禄・慶長の役に際し築かれた城跡	学術調査(史跡内)
6		黒田長政陣跡	R6.5～R7.3	650	文禄・慶長の役に際し築かれた城跡	学術調査(史跡内)
7		藤三郎屋敷遺跡(I区)	R7.1.24～R7.4.30	722	中・近世の集落・墓地	県道建設
8	佐賀市	佐賀城跡(19区)	R6.5.8～R6.5.31	115	近世の城館跡	個人住宅建設
9		久池井遺跡(9区)	R6.5.16～R6.7.15	422	古代の官衙跡、 縄文時代～中世の集落跡	宅地造成
10		村徳永遺跡	R6.7.18～R6.8.20	105	縄文時代～近世の集落跡	個人住宅建設
11		玉林寺遺跡	R6.8.1～R6.8.30	105	弥生時代～中世の集落跡	宅地造成
12		北畑遺跡(15区)	R6.8.1～R6.8.30	124	弥生時代～中世の集落跡	宅地造成
13		東高木三本松遺跡	R6.9.2～R6.10.31	3,314	古代の集落跡	県道建設
14		長瀬遺跡(9区)	R6.9.9～R6.9.20	28	弥生時代～中世の集落跡	宅地造成
15		尼寺四本杉遺跡(6区)	R6.11.11～R6.11.29	120	弥生時代～中世の集落跡	個人住宅建設
16		東古賀遺跡(8区)	R6.12.2～R6.12.11	26.74	縄文時代～中世の集落跡	コンテナ倉庫建設
17	唐津市	唐津城跡	R6.6.17～R6.8.30	126.5	近世の城館跡	庁舎広場整備工事
18	鳥栖市	四ツ木遺跡	R6.5.9～R6.5.10	80	弥生時代～中世の集落跡・墓地	個人住宅建設
19		立石開拓古墳群	R5.10.10～R7.9.30	17,000	古墳時代の墳墓	廃棄物処理施設建設
20	小城市	下町遺跡	R6.11.5～R7.3.31	200	中世の集落跡	店舗建設
21		土生遺跡	R7.2.13～R7.3.19	72	弥生時代の集落跡	学術調査(重要遺跡)
22	伊万里市	大川内鍋島窯跡 (日峯社下窯跡)	R6.9～R7.3	9	近世の磁器窯跡	学術調査(史跡内)
23	吉野ヶ里町	下中杖遺跡	R6.4～R7.3	13,955	弥生～中世の集落・墓地	県産業用地造成
24		城松遺跡	R6.7.17～R6.12.27	1,000	弥生～古代の集落・墓地	工場建設
25	基山町	野入遺跡	R6.5～R6.8	800	古代の道路跡、弥生中期の集落	工場建設
26		基肆城跡	R6.11～R7.3	132	古代の城跡	史跡整備
27	みやき町	西尾城跡	R6.4.9～R6.9.30	700	弥生～古代の集落跡	宅地造成
28		大園遺跡	R6.9.26～R7.2.28	300	弥生～古墳時代の集落跡	鉄塔建設
29		原古賀六本黒木遺跡	R7.2.3～R7.3.31	1,242	縄文時代～古代の集落跡	共同住宅建設
30	白石町	須古城跡	R6.11.1～R7.1.31	63	中世～近世の城郭跡	学術調査(重要遺跡)

6-(3) 指定等告示一覧

〈国指定〉追加指定の告示

告示日	種別	名称及び員数	所有者あるいは管理団体等	住所 (所在地)
R6. 10. 11	史跡	姉川城跡	神崎市	神崎市

〈県指定〉新指定の告示

告示日	種別	名称及び員数	所有者あるいは管理団体等	住所 (所在地)
R6. 4. 30 (重第 259 号)	県重要文化財 (工芸品)	色絵龍鳳凰文蓋付大壺 一点	深川製磁 株式会社	有田町
R5. 4. 25 (重第 260 号)	県重要文化財 (考古資料)	仁田埴輪窯跡出土埴輪 一括	佐賀県	神崎市

〈国登録〉新登録の告示

告示日	種別	名称及び員数	所有者あるいは管理団体等	住所 (所在地)
R6. 12. 3 (No. 41-0135)	登録有形文化財 (建造物)	戸上電機製作所本館 一棟	株式会社 戸上電機製作所	佐賀市

〈県登録〉新登録の告示

告示日	種別	名称及び員数	所有者あるいは管理団体等	住所 (所在地)
R6. 4. 30 〔登第4号(名勝)〕	佐賀県登録文化財 〔記念物(名勝)〕	岩見屋庭園	個人	江北町

6-(4) 国指定等告示の文化財

1) 史跡 / 令和6年10月11日告示 (追加指定 1件)

○ 姉川城跡 (神崎市)

姉川城跡は、佐賀平野の東部を流れる中地江川左岸に所在する。佐賀平野で特徴的な中世の低平地城館跡で、姉川氏の居城とされる。網の目状に水路を張り巡らせ、城域が区画される「環濠集落」的な独特の形態をとる点で、全国的にみて稀有で貴重な遺跡である。追加指定地は、史跡指定範囲内に残されている未指定地の一つで、保存整備基本構想・基本計画に基づき、整備の推進を図るため順次史跡の追加指定が進められている場所である。



姉川城跡

2) 国登録有形文化財 (建造物) / 令和6年12月3日告示 (1箇所1件)

○ 戸上電機製作所本館 (佐賀市)

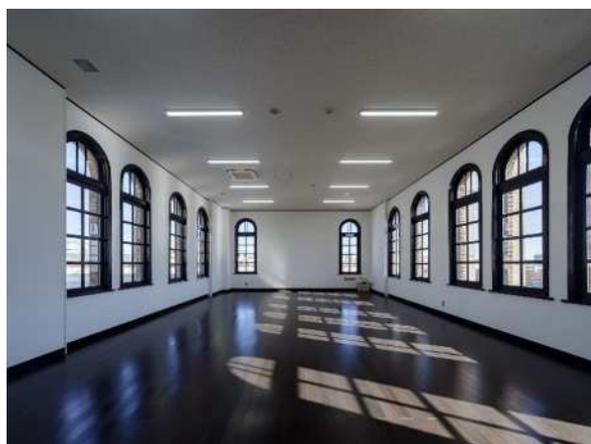
- ・所在地 / 佐賀市大財北町 385-1
- ・建設年代等 / 本館：木造二階一部三階建、鉄板葺 / 大正14年(1925年)建設 / 昭和13年(1938年)・同30年代増築、令和5年(2023年)改修
- ・登録基準 / (一)

※登録基準 (一) 国土の歴史的景観に寄与しているもの (二) 造形の規範となっているもの (三) 再現することが容易でないもの
--

JR佐賀駅東方の市街地に位置する配電部品製造業の本社屋。木造三階建てで南正面の玄関から上へ、四本の付柱が昭和13年増築の三階を越えて伸びる。佐賀の電器産業の発展を伝える象徴的な事務所建築。



南面正面



内部

7 佐賀県内指定文化財件数一覽

令和7年3月1日 現在

種 別		区 分		国	県	市 町	計		
有 形 文 化 財	重 要 文 化 財	建造物		14	21	102	137		
		絵画		2	24	19	45		
		彫刻		13	29	96	138		
		工芸品		9	43	99	151		
		書籍・典籍	国宝	1			国宝	1	
				2	5	10		17	
		古文書		5	10	23		38	
		考古資料		9	97	35		141	
		歴史資料		1	13	49		63	
小計		1	国宝		国宝	1			
				55	242	433	730		
文無 化 財形	文無重 化財形要	芸能		0	0	0	0		
		工芸技術		5	2	1	8		
		小計		5	2	1	8		
文民 化 財俗	重要有形民俗文化財			2	9	29	40		
	重要無形民俗文化財			6	20	41	67		
	小 計			8	29	70	107		
記 念 物	史跡		特別	3			特別	3	
				22	47	85		154	
	名勝		特別	1			特別	1	
				1	2	0		3	
	天然 物 記念	動物		4	0	1		5	
		植物		9	14	56		79	
		地質鉱物		2	2	2		6	
小 計		特別	4			特別	4		
			38	65	144		247		
重要文化的景観				選定	1	0	0	選定	1
重要伝統的建造物				選定	4	0	0	選定	4
保存技術				選定	1	0	0		1
合 計					117	338	648		1,103

国 登録有形文化財（建造物）	箇所数	件数	(昨年比 +1箇所1件)
	53	132	
国 登録有形文化財（美術工芸品）	件数	点数	
	1	10,311	
国 登録記念物	件数	点数	
	1	1	
県 登録文化財	件数		(昨年比 +1件)
	4		

8 指定文化財の現状変更及び移動公開の状況

8-1 指定文化財の現状変更

〈国指定〉

県許可

No.	種別	名称	申請者（届出者）	現状変更等の概要	許可(承認)日 許可番号
1	天然記念物	カササギ生息地	九州旅客鉄道株式会社 鳥栖電力区長	新巣及び古巣除去 (基山町)	令和6年4月19日 指令6文第4号
2	天然記念物	カササギ生息地	九州電力送配電株式会社 佐賀支社配電部 佐賀配電 事業所長	古巣の除去 (吉野ヶ里町)	令和6年6月23日 指令6文第6号
3	天然記念物	カササギ生息地	九州電力送配電株式会社 佐賀支社配電部 鳥栖配電 事業所長	古巣の除去 (基山町)	令和6年6月23日 指令6文第7号
4	天然記念物	カササギ生息地	九州電力送配電株式会社 佐賀支社配電部 鳥栖配電 事業所長	古巣の除去 (みやき町)	令和6年6月23日 指令6文第8号
5	天然記念物	カササギ生息地	九州電力送配電株式会社 佐賀支社配電部 鳥栖配電 事業所長	古巣の除去 (上峰町)	令和6年6月23日 指令6文第9号
6	天然記念物	カササギ生息地	九州電力送配電株式会社 佐賀支社配電部 武雄配電 事業所長	古巣の除去 (大町町)	令和6年6月23日 指令6文第10号
7	天然記念物	カササギ生息地	九州電力送配電株式会社 佐賀支社配電部 武雄配電 事業所長	古巣の除去 (江北町)	令和6年6月23日 指令6文第11号
8	天然記念物	カササギ生息地	九州電力送配電株式会社 佐賀支社配電部 武雄配電 事業所長	古巣の除去 (白石町)	令和6年6月23日 指令6文第12号
9	天然記念物	カササギ生息地	九州電力送配電株式会社 佐賀支社配電部 武雄配電 事業所長	古巣の除去 (太良町)	令和6年6月23日 指令6文第13号
10	天然記念物	カササギ生息地	九州電力送配電株式会社 佐賀支社配電部 佐賀配電 事業所長	新巣の除去 (吉野ヶ里町)	令和6年11月26日 指令6文第29号
11	天然記念物	カササギ生息地	九州電力送配電株式会社 佐賀支社配電部 鳥栖配電 事業所長	新巣の除去 (基山町)	令和6年11月26日 指令6文第30号
12	天然記念物	カササギ生息地	九州電力送配電株式会社 佐賀支社配電部 鳥栖配電 事業所長	新巣の除去 (みやき町)	令和6年11月26日 指令6文第31号
13	天然記念物	カササギ生息地	九州電力送配電株式会社 佐賀支社配電部 鳥栖配電 事業所長	新巣の除去 (上峰町)	令和6年11月26日 指令6文第32号

14	天然記念物	カササギ生息地	九州電力送配電株式会社 佐賀支社配電部 武雄配電 事業所長	新巢の除去 (大町町)	令和6年11月26日 指令6文第33号
15	天然記念物	カササギ生息地	九州電力送配電株式会社 佐賀支社配電部 武雄配電 事業所長	新巢の除去 (江北町)	令和6年11月26日 指令6文第34号
16	天然記念物	カササギ生息地	九州電力送配電株式会社 佐賀支社配電部 武雄配電 事業所長	新巢の除去 (白石町)	令和6年11月26日 指令6文第35号
17	天然記念物	カササギ生息地	九州電力送配電株式会社 佐賀支社配電部 武雄配電 事業所長	新巢の除去 (太良町)	令和6年11月26日 指令6文第36号
18	特別 天然記念物	コウノトリ	白石町長	捕獲および標識装 着、羽毛や血液のサ ンプルング	令和6年6月3日 指令6文第2号
19	特別 天然記念物	コウノトリ	九州電力送配電株式会社 佐賀支社配電部 武雄配電 事業所長	古巢の除去	令和6年7月3日 指令6文第5号

国許可

No.	種別	名称	申請者(届出者)	現状変更等の概要	許可(承認)日 許可番号
1	天然記念物	伊万里湾 カブトガニ繁殖 地	伊万里土木事務所長	農業用排水樋門補 修	令和6年7月19日 6文庁第1720
2	天然記念物	伊万里湾 カブトガニ繁殖 地	伊万里土木事務所長	農業用排水樋門補 修	令和6年10月18日 6文庁第3152号
3	史跡	おつぼ山神籠石	武雄市長	法面保護工事(期間 変更)	令和6年3月26日 5文庁第6333号
4	史跡	姉川城跡	神崎市教育委員会 教育長	発掘調査	令和6年3月15日 5文庁第5613号
5	特別史跡	名護屋城並陣跡	佐賀県立名護屋城博物館 統括副館長	史跡整備及び発掘 調査	令和6年4月22日 6文庁第95号
6	特別史跡	吉野ヶ里遺跡	佐賀県知事	発掘調査	令和6年3月15日 5文庁第5613号
7	史跡	おつぼ山神籠石	武雄市長	史跡整備	令和6年7月19日 6文庁第1702号
8	史跡	肥前陶器窯跡	唐津市長	史跡整備	令和6年6月22日 6文庁第1213号
9	特別史跡	吉野ヶ里遺跡	国土交通省九州地方整備局 国営海の中道海浜公園事務所長	史跡整備	令和6年7月26日 6文庁第2304号
10	史跡	姉川城跡	神崎市教育委員会 教育長	発掘調査	令和6年9月13日 6文庁第2588号
11	史跡	三重津海軍所跡	佐賀市長	発掘調査	令和6年9月13日 6文庁第2588号

12	史跡	大川内鍋島窯跡	伊万里市長	発掘調査	令和6年9月13日 6文庁第2588号
13	史跡	基肆（椽）城跡	基山町長	災害復旧工事	令和6年10月18日 6文庁第3152号
14	史跡	基肆（椽）城跡	基山町長	発掘調査	令和6年11月22日 6文庁第3693号
15	特別史跡	吉野ヶ里遺跡	国土交通省九州地方整備局 国営海の中道海浜公園事務所長	史跡整備（計画変更）	令和6年11月25日 6文庁第4114号
16	史跡	姉川城跡	個人	住宅増築	令和7年1月24日 6文庁第4618号

〈県指定〉

No.	種別	名称	申請者（届出者）	現状変更等の概要	許可（承認）日 許可番号
1	天然記念物	佐嘉城址の楠群	佐賀県立佐賀城公園指定 管理者久保造園・アメック クスグループ佐賀城公園 管理事務所長	危険枝剪定	令和6年6月4日 指令6文第3号
2	天然記念物	佐嘉城址の楠群	佐賀市長	危険木伐採	令和6年3月3日 指令6文第39号
3	天然記念物	海堂神社の楠	竜王区長	枯枝剪定	令和6年7月17日 指令6文第15号
4	天然記念物	青幡神社の楠	青幡神社	枯枝剪定	令和6年10月31日 指令6文第22号
5	史跡	吉野ヶ里遺跡	国土交通省九州地方整備局 国営海の中道海浜公園事務所	史跡整備	令和6年7月19日 指令6文第14号 令和6年10月11日 指令6文第17号
6	史跡	鬼塚	個人	史跡整備	令和6年9月2日 指令6文第16号
7	史跡	吉野ヶ里遺跡	国土交通省九州地方整備局 国営海の中道海浜公園事務所	史跡整備	令和7年2月26日 指令6文第41号
8	天然記念物	佐嘉城址の楠群	佐賀県	危険枝伐採	令和7年3月3日 指令6文第39号

〈史跡名勝天然記念物の現状変更許可状況報告（市許可分）〉

文化財保護法施行令第5条第4項関係

No.	現状変更対象期間	件数	報告日
1	令和6年度	22	—

（※令和3年度分より文化庁への報告中止）

8-(2) 指定文化財の修理

〈重要文化財〉

No.	種別	名称	申請者	修理等の概要	修理等の期間
1	歴史資料	武雄鍋島家洋学関係資料 1. 舎密開宗六編 2. 舎密開宗七編 3. 舎密開宗初編 4. 舎密開宗二編 5. 舎密開宗七編	武雄市	虫損・折れシワ、紙弱り、 表題外れ等の保存修理	令和6年4月1日 ～ 令和7年3月31日
2	美術工芸品 (古文書)	東妙寺文書(三十二通)	宗教法人 東妙寺	塵埃の堆積、本紙料紙の欠 失、折れ、擦れ、摩擦・毛 羽立ち、継ぎ・欠失箇所の 小口等における糊離れに 対する根本修理	令和6年4月1日 ～ 令和7年3月31日
3	建造物	吉村家住宅	所有者	屋根の葺替え、部分修理	令和6年4月1日 ～ 令和6年12月31日

〈県指定〉

No.	種別	名称	申請者	修理等の概要	修理等の期間
1	有形民俗文化財	唐津曳山 (4番曳山 源義経の兜、 10番曳山上杉謙信の兜)	唐津曳山取締役会	塗装修復及び部分修理下地 補修塗装、金箔押し仕上 げ。破損部分は補強、補修 を行い、新規の部分は在来 仕様に倣う。	令和6年4月1日～ 令和7年3月31日
2	建造物	旧三菱合資会社 唐津支店本館	唐津市	基本設計及び保存修理・活 用検討に係る委員会開催	令和6年4月1日～ 令和7年3月31日
3	建造物	伊東玄朴旧宅	神埼市	建物周辺の排水対策、安全 対策及び庭等の環境整備に 係る実施設計及び施設保 全・整備工事	令和6年4月1日～ 令和7年3月31日
4	美術工芸品 (絵画)	貴賤図(御所車) 川村清雄筆	唐津市	絵具層の画面洗浄、殺菌、 固着及びニス塗布、支持体 の補強及び調整、額縁の加 工、調整及び裏面保護	令和6年4月1日～ 令和7年3月31日
5	建造物	牛尾神社肥前鳥居 (慶長二年銘あり)	牛尾神社	落下した額束の復旧	令和6年11月25日 ～令和6年12月28日
6	建造物	旧中尾家住宅主屋	唐津市	主屋屋根ケラバ北面及び西 側下屋ケラバ北面の外壁漆 喰補修(修理届)	令和7年1月下旬～ 令和7年3月14日
7	建造物	旧佐賀城本丸御殿御 座間及び堪忍所	佐賀県 (本丸歴史館)	内部漆喰壁7箇所の補修 (修理届)	令和7年2月14日～ 令和7年3月31日
8	建造物	旧唐津銀行本店	唐津市	窓枠、面台、腰壁の塗装 (剥離・浮きのある塗装剥 がし、下地調整、下地塗、 上塗)、窓枠ガラスパテの 補修、雨樋の補修	令和7年2月20日～ 令和7年3月31日

8-(3) 指定文化財の移動及び公開、無償貸付

〈国宝・重要文化財〉

No.	種別	名称	所有者 (保管者)	展覧会名等	展覧会 主催者	移動先・ 公開施設	展示・ 移動期間
1	古文書	国宝 島津家文書のうち豊臣秀吉朱印状(島津義弘宛 八月二七日付)	国立大学法人 東京大学(東京大学史料編纂所)	特別展 「桃山三都一京・大坂と肥前名護屋一」	佐賀県立博物館・美術館	佐賀県立美術館	令和6年 12月6日 ～ 令和6年 12月15日
2		国宝 島津家文書のうち豊臣秀吉朱印状(島津義弘宛 二月二七日付)					令和6年 12月17日 ～ 令和6年 12月28日
3	古文書	国宝 島津家文書のうち豊臣秀吉朱印状(島津義弘宛 文禄二年七月二七日付)	国立大学法人 東京大学(東京大学史料編纂所)	特別展 「桃山三都一京・大坂と肥前名護屋一」	佐賀県立博物館・美術館	佐賀県立美術館	令和7年 1月2日 ～ 令和7年 1月13日
4		国宝 島津家文書のうち高麗国出陣人数調、文禄四年正月十五日付)					令和7年 1月15日 ～ 令和7年 1月29日
5		重要文化財 薩藩舊記雑録高麗入日記(後篇舊記雑録 卷三十三)	令和7年 1月2日 ～ 令和7年 1月29日				
6		重要文化財 嶋井家文書のうち千宗易(利休)自筆書状(嶋井宗室宛、六月二十日付)	福岡県 (福岡市博物館)				令和6年 12月6日 ～ 令和7年 1月29日
7	重要文化財 毛利家文書のうち豊臣秀吉遺言状写(八月五日付)	公益財団法人 防府毛利報公会(毛利博物館)	令和6年 12月6日 ～ 令和7年 1月29日				
8	考古資料	重要文化財 京都府聚楽第跡出土 金箔瓦	京都府(京都府埋蔵文化財調査研究センター)	令和6年 12月6日 ～ 令和7年 1月29日			
9	工芸品	国宝 太刀(銘来国光)	独立行政法人 国立文化財機構(九州国立博物館)	令和6年 12月6日 ～ 令和6年 12月15日			
10		国宝 太刀(銘山城国西陣住人埋忠明寿(花押)ノ慶長三年八月日他江不可渡之)	独立行政法人 国立文化財機構(京都国立博物館)	令和6年 12月6日 ～ 令和6年 1月29日			

〈県重要文化財〉 ※継続的貸出の移動届更新分は除く

No.	種別	名称	所有者 (保管者)	展覧会名等	展覧会 主催者	移動先・ 公開施設	展示・ 移動期間
1	歴史資料	多久家資料及び後藤家文書 ・御奥様長崎御越日記	多久市 (多久市郷土資料館)	テーマ展 「心ばかりですがーおくりものの文化ー」	佐賀県立博物館・美術館	佐賀県立博物館	令和6年 5月31日 ～ 令和6年 7月22日
2	考古資料	本行遺跡出土青銅器及び鋳型 ・1号鋳型 ・2号鋳型 ・12号鋳型	鳥栖市教育委員会	企画展 「荒神谷発見！ー出雲の弥生文化ー」	島根県立古代出雲歴史博物館 島根県古代文化センター	島根県立古代出雲歴史博物館	令和6年 6月26日 ～ 令和6年 9月30日
3	考古資料	吉野ヶ里遺跡出土銅鐸	佐賀県 (佐賀県立博物館)	企画展 「荒神谷発見！ー出雲の弥生文化ー」	島根県立古代出雲歴史博物館 島根県古代文化センター	島根県立古代出雲歴史博物館	令和6年 6月26日 ～ 令和6年 9月30日
4	考古資料	中原遺跡墳丘墓出土品 一括 ・青銅鏡 4点	佐賀県(佐賀県文化財調査研究資料室)	速報展 「さがヲほるー佐賀県発掘調査成果速報展2024ー」	佐賀県文化課文化財保護・活用室	佐賀県立博物館	令和6年 9月6日 ～ 令和6年 10月15日
5	考古資料	仁田埴輪窯跡出土埴輪 一括 ・円筒埴輪 7点 ・朝顔形埴輪 1点 ・蓋形埴輪 2点 ・冢形埴輪 2点 ・犬型埴輪 2点	佐賀県(佐賀県文化財調査研究資料室)	速報展 「さがヲほるー佐賀県発掘調査成果速報展2024ー」	佐賀県文化課文化財保護・活用室	佐賀県立博物館	令和6年 9月6日 ～ 令和6年 10月15日
6	考古資料	瀬ノ尾遺跡出土人物絵画土器	吉野ヶ里町教育委員会	特別企画展 『よみがえる邪馬台国』「倭人伝のクニを探るVIー邪馬台国と伊都国ー」	吉野ヶ里公園管理センター 佐賀県	吉野ヶ里歴史公園	令和6年 9月9日 ～ 令和6年 11月22日
7	考古資料	杵路寺古墳出土三角縁三神三獣鏡	伊万里市教育委員会(伊万里市歴史民俗資料館)	特別企画展 『よみがえる邪馬台国』「倭人伝のクニを探るVIー邪馬台国と伊都国ー」	吉野ヶ里公園管理センター 佐賀県	吉野ヶ里歴史公園	令和6年 9月10日 ～ 令和6年 11月22日

8	考古資料	桜馬場遺跡出土遺物 ・巴形銅器 2点	唐津市教育委員会 (末蘆館)	企画展 「デジタル考古学Ⅰ ―雄城台遺跡とその時代―」	大分県立埋蔵文化財センター	大分県立埋蔵文化財センター	令和6年 9月24日 ～ 令和6年 12月25日
9	考古資料	東宮裾遺跡甕棺墓 出土遺物 一括 ・巴形銅器 1点 ・海星形銅器 2点	佐賀県立博物館	企画展 「デジタル考古学Ⅰ ―雄城台遺跡とその時代―」	大分県立埋蔵文化財センター	大分県立埋蔵文化財センター	令和6年 9月24日 ～ 令和6年 12月25日
10	考古資料	午戻遺跡石棺墓出土遺物 一括 ・長宜子孫銘連弧文鏡	伊万里市 (伊万里市歴史民俗資料館)	企画展 「空から見た洞窟遺跡」	佐世保市教育委員会 岡山理科大学	福井洞窟ミュージアム	令和6年 10月23日 ～ 令和7年 3月31日
11	絵画	絹本著色豊臣秀吉像	佐賀県立名護屋城博物館	特別展 「桃山三都一京・大坂と肥前名護屋―」	佐賀県立博物館・美術館	佐賀県立美術館	令和6年 11月15日 ～ 令和7年 2月12日
12	絵画	肥前名護屋城図屏風	佐賀県立名護屋城博物館	特別展 「桃山三都一京・大坂と肥前名護屋―」	佐賀県立博物館・美術館	佐賀県立美術館	令和6年 11月15日 ～ 令和7年 2月12日
13	考古資料	名護屋城跡出土天正十八年銘文字瓦	佐賀県立名護屋城博物館	特別展 「桃山三都一京・大坂と肥前名護屋―」	佐賀県立博物館・美術館	佐賀県立美術館	令和6年 11月15日 ～ 令和7年 2月12日
14	歴史資料	豊臣秀吉自筆書状 (五月廿二日／おね宛)	佐賀県立名護屋城博物館	特別展 「桃山三都一京・大坂と肥前名護屋―」	佐賀県立博物館・美術館	佐賀県立美術館	令和6年 11月15日 ～ 令和7年 2月12日
15	古文書	有浦家文書 ・第4巻(有浦27号～有浦45号)計19点	佐賀県立図書館	特別展 「桃山三都一京・大坂と肥前名護屋―」	佐賀県立博物館・美術館	佐賀県立美術館	令和6年 11月22日 ～ 令和7年 2月12日
16	工芸品	灰釉彫文茶碗	佐賀県 (佐賀県立九州陶磁文化館)	特別展 「茶碗―茶の湯にふれる―」	岡山県教育委員会 岡山県立博物館	岡山県立博物館	令和6年 12月16日 ～ 令和7年 4月25日
17	彫刻	銅造誕生仏	妙顕寺 (佐賀県立博物館)	名護屋城博物館常設展	佐賀県立名護屋城博物館	佐賀県立名護屋城博物館	令和7年 2月25日 ～ 令和9年 3月31日

18	考古資料	姉遺跡出土 銅矛鑄型 1点 銅劍鑄型 1点	神崎市教育 委員会	テーマ展 「有明海をめぐる交流 史」	佐賀県立 博物館・ 美術館	佐賀県立 博物館	令和7年 2月25日 ～ 令和7年 5月30日
19	考古資料	高志神社遺跡甕棺 墓出土遺物 一括 ・銅劍 1点 ・銅劍切先 1点	神崎市教育 委員会	テーマ展 「有明海をめぐる交流 史」	佐賀県立 博物館・ 美術館	佐賀県立 博物館	令和7年 2月25日 ～ 令和7年 5月30日
20	考古資料	上峰町切通出土甕 棺とその遺物一括 ・銅劍 1点 ・貝輪 3点	佐賀県 (佐賀県文 化財調査研 究資料室)	テーマ展 「有明海をめぐる交流 史」	佐賀県立 博物館・ 美術館	佐賀県立 博物館	令和7年 2月25日 ～ 令和7年 5月30日
21	考古資料	下中杖遺跡出土 附 共伴土器、陶 磁器 ・陶磁器 5点	佐賀県 (佐賀県文 化財調査研 究資料室)	テーマ展 「有明海をめぐる交流 史」	佐賀県立 博物館・ 美術館	佐賀県立 博物館	令和7年 2月25日 ～ 令和7年 5月30日
22	考古資料	土生遺跡群出土青 銅器鑄型 ・銅ヤリガンナ鑄 型 1点 ・銅矛鑄型 1点	小城市 (小城市立 歴史資料 館)	テーマ展 「有明海をめぐる交流 史」	佐賀県立 博物館・ 美術館	佐賀県立 博物館	令和7年 2月25日 ～ 令和7年 5月30日
23	考古資料	惣座遺跡出土遺物 一括 ・銀製指輪 3点 ・鑄型 1点	佐賀市 (佐賀市文 化財資料 館)	テーマ展 「有明海をめぐる交流 史」	佐賀県立 博物館・ 美術館	佐賀県立 博物館	令和7年 3月4日 ～ 令和7年 5月30日
24	絵画	マンドリンを持つ 少女 百武兼行筆	公益財団法人鍋島報 効会	テーマ展 「鍋島直大と百武兼行 ふたりが見た明治」	佐賀県立 佐賀城本 丸歴史館	佐賀県立 佐賀城本 丸歴史館	令和7年 3月5日 ～ 令和7年 5月15日
25	絵画	鍋島直大像 百武兼行筆	公益財団法人鍋島報 効会	テーマ展 「鍋島直大と百武兼行 ふたりが見た明治」	佐賀県立 佐賀城本 丸歴史館	佐賀県立 佐賀城本 丸歴史館	令和7年 3月5日 ～ 令和7年 5月15日
26	古文書	龍造寺文書 ・第11巻(龍182 号～龍203号)	佐賀県立函 書館	令和6年度研究成果発 表会「ふかぼり MUSEUM+G」	佐賀県	佐賀県庁	令和7年 3月7日

9 令和7年度 文化財保護事業の概要

1 県内文化財の調査と適切な保存

◆調査事業

- 各種開発に伴う埋蔵文化財の試掘・確認調査
 - ・佐賀道路・有明海沿岸道路・西九州自動車道建設事業
- 各種開発に伴う埋蔵文化財の本発掘調査
 - ・佐賀道路路線内文化財発掘調査（佐賀市「藤三郎屋敷遺跡」発掘調査・整理作業）
 - ・県営産業用地計画（下中杖遺跡）に係る調査支援
- 佐賀県「歴史の道」調査事業（平成29～令和7年度）
 - ・詳細調査…佐賀・唐津往還他
 - ・報告書作成…『唐津へと至る道・調査事業総括報告』
- 一般土地開発、公共事業に係る調整等（埋蔵文化財の保存と活用）
- 文化財調査研究資料室の運営、横武埋蔵文化財収蔵庫の管理

2 指定文化財の整備と後世への継承

◆保存整備事業

- 吉野ヶ里遺跡の発掘調査及び保存・活用
 - ・日吉神社境内地跡及び隣接地の発掘調査
 - ・古代編3（建物跡）に伴う整理作業及び報告書の刊行
- 名護屋城跡並びに陣跡の発掘調査・整備
- 九年庵庭園整備工事、建物整備に係る調査・設計
- 世界遺産（明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業）整備・取組への支援

◆保護管理事業

- 県指定及び登録文化財候補の調査及び指定・登録
- 肥前古陶磁窯跡の保存・継承（警察との合同会議、関係者への啓発）
- 文化財保存整備事業費補助（市町等が行う各種事業への助成）
- 史跡等維持管理委託（維持管理に対する助成）
- 国・県指定文化財パトロール（文化財保護指導員による巡視・点検）
- カササギ保護対策（幼鳥等の保護、各機関の現状変更に対する確認）
- 銃砲刀剣類登録事務（登録審査会の開催、登録事務）

3 文化財に対する県民の理解の促進

◆普及啓発事業

- 文化財保護強化キャンペーン
 - ・文化財保護強調週間（11/1～11/7）
 - ・文化財防火デー（1/26）
- 九州地区民俗芸能大会（11/23 @長崎県諫早市）
- 調査研究事業
 - ・古代歴史文化に関する共同調査研究事業（第4期）
- 地域の特色ある埋蔵文化財活用事業
 - ・吉野ヶ里遺跡普及啓発事業（講演会、体験事業、パネル展）
 - ・「さがヲほるー佐賀県発掘調査速報2025ー」展覧会（7/24～9/10 於：佐賀県立博物館）
- 吉野ヶ里遺跡活用推進事業（甕棺墓入棺体験模型、石棺墓石蓋展示台などの製作）

10 令和7年度 文化課事業の概要

事 項 名	内 容
○ 多彩な文化芸術の振興	<p>「佐賀さいこうフェス vol.10」の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内外で活躍する佐賀県ゆかりのアーティストのパフォーマンスを通じて、県民が多様な文化芸術に触れられる機会を創出 <p>障がいのある人の文化芸術活動の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・佐賀県障害者芸術文化活動支援センターの設置 ・「関係するアート展 vol.5」の開催 ・第25回佐賀県障がい者文化芸術作品展の開催 <p>アーツコミッション</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内のアーティストやクリエイター等が県内の様々な場所や空間で新たな文化シーンの創出にチャレンジする文化芸術祭「LiveS Beyond II」の開催 <p>文化芸術活動の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内の文化芸術団体の舞台公演や作品展示活動への補助 <p>第75回佐賀県美術展覧会（県展）の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県民に創作活動の発表の場と美術鑑賞の機会を提供 <p>市村記念体育館の活用（ICHIMURA Future Design Project(仮)）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利活用基本計画に示した事業の実践・展開を目指すプロジェクトの推進（フォーラム等） <p>国際交歓コンサートの開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（公社）国際音楽交流協会と共催で、国際的な一流アーティスト（著名な国際コンクール優勝・入賞者等）によるコンサートを実施
○ 豊かな文化・歴史の継承と魅力発信	<p>「はじまりの名護屋城。」プロジェクト</p> <ul style="list-style-type: none"> ・唯一無二の歴史がある特別史跡「名護屋城跡並びに陣跡」及び名護屋城博物館の訪問価値の向上を図り、文化ツーリズムを創造する取組 <ul style="list-style-type: none"> － お城ファン・歴史ファンが注目する「お城 EXPO」を誘致。「第5回名護屋城大茶会」とコラボ開催することで、文化ツーリズムの創造を加速 － 前田利家陣跡の整備（R6～10年度） － 陣跡周遊サインを活用した陣跡巡りの促進 － 「黄金の茶室」「草庵茶室」の復元、活用

事 項 名	内 容
<p>○ 豊かな文化・歴史の継承と魅力発信</p>	<p>幕末維新期の偉業や偉人の顕彰</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 佐賀復権推進事業 江藤新平復権プロジェクトや佐賀戦争や佐賀県廃止の真相などに係る深堀研究 ・ 肥前さが幕末維新博覧会のレガシーとして設置した展示コンテンツ（博物館、佐賀城本丸歴史館）や偉人モニュメント等の管理及び情報発信 ・ 日本初の鉄道遺構「高輪築堤」の実物の石を活用した再現展示の管理及び情報発信 ・ 文化・芸術活動を通じた佐賀の偉人や偉業の情報発信 <p>日本遺産「肥前窯業圏」に係る情報発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 佐賀・長崎両県にまたがる肥前窯業圏の豊かな陶磁文化の価値を発信し、文化ツーリズムを創造する取組 ・ 若者をターゲットにやきもの文化の発信を目的にしたクリスマスイベントの企画・運営（アリタマシユマロクリスマス、イマリキャンドルクリスマス） ・ 県内5産地（有田、伊万里、嬉野、唐津、武雄）の若手人材を活用した若者向け商品開発及び情報発信（HIZEN 5） <p>世界遺産登録「明治日本の産業革命遺産」の活用・推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地元市との連携による三重津海軍所跡のインタープリテーション（理解促進・情報発信）や、世界遺産登録10周年記念事業（記念シンポジウム、企画展等）の実施 <p>伝承芸能の次世代への継承</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第8回佐賀県伝承芸能祭の開催 ・ さが祭時記まつりびと（県内に伝わる伝承芸能の映像コンテンツ作成等、映像による継承） <p>基肄城の認知度向上の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特別史跡である基肄城跡の認知度向上を図る基山町のプロジェクトを支援 <p>県立宇宙科学館と JAXA との協働による宇宙教育プログラムの実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ JAXAGA SCHOOL の開校（小・中・高校生）
<p>○ その他</p>	<p>文化芸術活動に関する名義後援の受付・審査・承認</p> <p>文化功労者に対する表彰（地域文化功労者表彰）他各種表彰</p>

11-(1) 佐賀県文化財の指定理由

- | | |
|--------------|--|
| 1 種 別 | 佐賀県重要文化財（工芸品） |
| 2 名称及び員数 | <small>てつえ たんぽぼもんちやわん</small>
鉄絵蒲公英文茶碗 <small>くち</small> 1口 |
| 3 指定年月日 | 令和7年 月 日（重第 号） |
| 4 所在の場所 | 佐賀県西松浦郡有田町戸杓乙 3100 番地 1
佐賀県立九州陶磁文化館 |
| 5 所有者の氏名及び住所 | 佐賀県 佐賀県佐賀市城内一丁目 1 番 59 号 |
| 6 概 要 | |

本作品は、17世紀初期頃に肥前で作られた、たんぽぼ蒲公英を描く唐津焼のくつちやわん沓茶碗である。寸法は、口径 16.7×13.9 cm、高 7.3 cm、底径 7.3×6.1 cmを測る。

唐津焼は、現在の佐賀県・長崎県一帯を指す肥前の地で朝鮮半島出身の陶工から技術を移入して生産が始められた陶器の総称で、肥前名護屋城への物資輸送により発達した海上輸送ルートに乗って遠隔地まで流通した。慶長年間（1596～1615年）には全盛期を迎え、日本海側は北海道まで、太平洋側でも西日本を中心に、関東を含む広い地域で相当量の日用食器が遺跡から出土している。

唐津焼は、茶陶としても早くから評価されてきた。慶長期を代表する唐津焼は、鉄分を含む暗褐色の絵具で文様を描いた絵唐津であり、絵唐津の茶碗の主要な種類の一つにくつちやわん沓茶碗が挙げられる。沓は中国から伝わり僧や神主らが履いた楕円状の履物で、その形に似た茶碗が、せんりのきゆう千利休没後に大名茶人で茶の湯をリードした古田織部のふるたおりべ影響を受けて17世紀初期頃に作られた。

本作品は、口縁を内向きにすぼめながら轆轤で円形に引いた後、楕円形に歪ませている。一般的な沓茶碗に比べ歪みの少ない形状は、沓茶碗の中でも比較的初期に作られた形状と考えられる。高台は円形に低く削り出して中心を丸く削り込んだ後、高台の外側と腰部に直線的なへら彫りを施している。文様は、正面に絵唐津には珍しい蒲公英が簡素な表現ながらよく特徴を捉えて描かれ、左側に屋根と柱をもつ建物らしきモチーフを土坡の上に表し、右側には内側にいくつかの点を打った一つの円弧を描き、内側面と見込に横方向の刷毛目文が施される。具象的あるいは抽象的な文様が散りばめられ、空間の広がりを感じさせる。口縁にたっぷり塗られた鉄顔料の流れは趣のある景色となっている。

類品は、絵唐津を焼いた窯のなかでも早い時期に操業したと考えられている伊万里市内の焼山上窯跡の陶片にみられ、歪みや高台作り、へら彫りに相通じる特色が認められる。

なお、慶長頃の茶会記には唐津焼の記載が多くみられる。慶長7年（1602）頃、佐

賀藩初代藩主鍋島勝茂^{なべしまかつしげ}が国元の家老にあてた書状には、伏見で開かれた古田織部をはじめとする茶会に出席したところ、佐賀で焼かれた茶入や茶碗が茶席に出されたことが記されている。当時、大名たちが盛んに開いた茶会のなかで唐津焼が評価されていたことが分かる。

また、桃山時代から江戸時代を通じてせともの屋が集中していた京都の三条通界隈の遺跡からは、大量の茶陶が出土しており、織部、志野などの茶陶と共に絵唐津の沓茶碗がみられ、当時、京都で絵唐津の沓茶碗が流行していた様子がうかがえる。

7 指定の理由

本作品は、絵唐津のなかでも類例の知られていない蒲公英の意匠を中心とする沓茶碗の優品であることに加え、沓茶碗の中でも初期と考えられる形状であり、大名外交に茶陶が用いられるなかで重用された唐津焼の歴史背景を雄弁に物語っていることから、きわめ重要な作例であると評価される。

よって、佐賀県文化財保護条例第4条第1項の規定に基づき佐賀県重要文化財に指定し、その保存及び活用を図るものである。

8 その他参考となるべき事項

(参考文献)

- ・佐賀県立図書館 1970『佐賀県史料集成 古文書編 11』
- ・伊万里市教育委員会 1988『金石原窯辻窯跡・焼山上窯跡・焼山中窯跡・一の瀬高麗神上窯跡』
- ・大橋康二 1992「近世における肥前陶磁の流通」『国立歴史民俗博物館研究報告 46』
- ・大橋康二 2008「土の美 古唐津—肥前陶器のすべて—」『土の美 古唐津—肥前陶器のすべて—』 佐賀県立九州陶磁文化館
- ・伊万里教育委員会 2008『古唐津 陶片の美』
- ・茶道資料館 2012『京三条せともの屋町』
- ・根津美術館 2018『新・桃山の茶陶』
- ・佐賀県立九州陶磁文化館 2020『開館 40 周年記念・寄贈記念特別企画展 高取家コレクション』



鉄絵蒲公英文茶碗
佐賀県立九州陶磁文化館 高取家コレクション



11－(2) 佐賀県文化財の指定理由

- | | |
|--------------|--|
| 1 種 別 | 佐賀県重要文化財（書跡） |
| 2 名称及び員数 | 帰雲飛雨 副島種臣筆 1面
<small>きうんひう そえじまたねしんひつ</small> |
| 3 指定年月日 | 令和7年 月 日（重第 号） |
| 4 所在の場所 | 佐賀県佐賀市城内1丁目15-23
（佐賀県立美術館） |
| 5 所有者の氏名及び住所 | 佐賀県 佐賀県佐賀市城内1丁目1番59号 |
| 6 概 要 | |

本作は、個性的な書風で知られる副島種臣の作品の中でも大胆な発想と筆遣いによる極めて独創的な作品となっている。

縦45.0cm、幅137.0cmを測る料紙に墨で書かれ、扁額に仕立てられている。

作者の副島種臣（1828年～1905年）は、佐賀藩士で弘道館指南を務めた枝吉種彰（南濠）の次男として生まれ、のちに副島家の養子となった。実兄にあたる枝吉経種（神陽）の感化をうけ、嘉永3年（1852年）に神陽が主導した尊王集團の楠公義祭同盟に加わった。幕末は勤皇倒幕の運動に奔走し、明治維新後は新政府に用いられ、参議、遣露大使、外務卿などを歴任した。明治6年（1873年）の征韓論政変で敗れ、西郷隆盛、板垣退助、江藤新平らとともに下野して後、明治9年（1876年）から2年間中国を漫遊し、帰国後、明治12年（1879年）に明治天皇の侍講となり、漢学を進講した。

また、漢詩人としてもすぐれ、多くの漢詩とともに書作を手掛け、能書家としても広く知られている（号は一々學人、蒼海等）。

「帰雲飛雨」の帰雲と飛雨は、それぞれ情景をあらわす熟語で、四字に連ねたのは副島の創意と考えられ、足早に行く雲が驟雨をさそう様子を表したものと解釈できる。

本作を特徴づける渦巻きの書体について、谷川徹三氏は「「繆篆」（漢代に印刻に用いた篆書の種類。うねりまがった形のものを）を草書体にしたもの」と指摘している。本作と同種の書体は、中国明代以降の草書体や副島の他の一部の書にも見出せるが、本作ほど回転を多用し強調した草書体の作品は、類例がない。回転する方向も「帰」の字は上から下に、「雲」はゆっくりと中心から外に、「雨」は外から中心に向かって終盤にかけて速筆で書かれ、多様さと変化を試みている。その一方で、「飛」は垂直線を反復するように引いて回転の躍動感を抑制する安定感をもたらし、総じて四字による調和と緊張感とが巧みに醸し出されている。

さらに、本作は、例えば雨の字が、とぐろを巻く龍の姿を連想させるように、雨雲を発生させる龍のイメージと結びついている。皇帝（日本においては天皇）を象徴する龍は、尊王派で明治天皇の侍講を務めた経歴と重ねると副島ならではの発想であり、

また副島は、種臣と改名する以前は龍種^{たつたね}であったことも無関係ではあるまい。あるいは「雲」は漢詩では自ら望郷^{ぐうい}の寓意として使用されることを念頭に置くと、副島の望郷の思いもが重ねられているとみることも可能であろう。

制作年は不明であるが、伊藤卓治氏「副島蒼海先生」(『墨美』43号、1955年4月号)に60歳代前半の作とされており、明治21年(1888年)に制作された種臣筆「修繕寺^{しゅうがくじ}」の木額^{かんき}の終画字のハライが類似している点や、款記にある「滄洲老人種臣^{そうしゅうろうじんたねおみ}」の「老人」という表記が、明治10年代までには見られないことから、制作年は明治20年代初め頃(60歳代前期)の作と考えられる。副島による本格的な書制作は、明治6年(1873年、46歳)頃にはじまり、明治38年(1905年、没年87歳)まで続く。従って本作は円熟期にあたる作品と判断される。

状態は、経年のため、料紙が全体的に茶褐色に変色し、表面にはヒビが見られ、一部に墨の剥落の痕跡が確認されるが、平成17年(2005年)の修復によってその後の状態は落ち着いている。本作は、副島家に伝来した唯一の扁額であり、佐賀県立博物館では、昭和47年(1972年)、「蒼海・梧竹の書」展で展示、昭和55年(1980年)に寄託、平成6年(1994年)に佐賀県立美術館に寄贈を受け、以後常設展及び特別展などで副島種臣の作風を伝える名品として紹介してきた。

7 指定の理由

副島の書は、昭和30年頃から再評価が進み、近年、高校の教科書に掲載されるなど、日本の近代書道史において重要視されている。本作は、副島の60歳代前期の作品で書制作の上でも円熟期に書かれた大胆な発想と筆遣いによる極めて独創的な作品である。副島の生涯における代表作に数えられ、今日的視点で見ても斬新さを失っていない。

以上のことから、佐賀県文化財保護条例第4条第1項の規定に基づき佐賀県重要文化財に指定し、その保存及び活用を図るものである。

8 その他参考となるべき事項

(参考文献) ※は本作掲載書籍

- ・『蒼海全集』(全6冊、1916年)
- ・『墨美』43号、(墨美社、1955年4月) ※
- ・「特集 蒼海」『墨美』(1964年、第140号8月号)
- ・『副島蒼海墨蹟集』(副島種経編、渡辺隆男、株式会社二玄社、1967年)
- ・『蒼海梧竹の書』(展覧会図録、佐賀県立博物館、1972年) ※
- ・『墨美』(295号10月号、墨美社、1975年)
- ・「特集副島蒼海」『墨』41号(芸術新聞社、1983年3月) ※
- ・『蒼海・梧竹展』(佐賀県立美術館、1985年) ※
- ・石川九楊「渦巻き」『書と文字は面白い』(新潮社、1993年) ※
- ・飛田博昭『副島種臣書風形成考』(東京学芸大学大学院修了論文集、1994年)

- ・小浦直人「蒼海・副島種臣書美探求—書風変遷を中心に—」（『書叢』（新潟大学書道研究会、1996年）
- ・『芸術新潮（50、9、597）』（新潮社、1999年9月）※
- ・安岡正篤「副島蒼海の人と書」『師と友』（全国師友協会、1983年7月）※
- ・『蒼海 副島種臣』（石川九楊編、渡邊隆男発行、株式会社二玄社、2003年）
- ・『没後100年記念蒼海 副島種臣—全心の書—』展（佐賀県立美術館偏、佐賀新聞社、2006年）※
- ・『蒼海 副島種臣書』（石川九楊編、株式会社二玄社、2007年）※
- ・福井尚寿「蒼海副島種臣の書研究—書風変遷を中心として—」、(『財団法人鍋島報効会研究助成研究報告書 第4号』2009年) ※
- ・「書道史年表」高等学校芸術科『書Ⅰ』教科書（光村図書出版株式会社、2022年、2026年版も発行予定）※
- ・「副島種臣特集」月刊雑誌『文字文化を先人に学ぶ 文字だ!』（国際文字文化普及協会、2022年4月）※
- ・山下裕二『日本美術・この一点への旅』（集英社、2023年）※
- ・『もっとしりたい日本の書』（株式会社東京美術、2024年）※
- ・『知られざる種臣の書』（佐賀城本丸歴史館、2024年）



↑「帰雲飛雨」(1面／県立美術館 保管)

本紙寸法:45.0×137.0、紙本墨書、額装

「帰雲飛雨、滄洲老人 種臣」、

引首印「願華長好入長寿月長員人種臣」／款印「副島之印」(朱文方印)、「種臣」(朱文方印)

【別紙 参考資料】

(1) 副島種臣の書風変遷について

副島種臣の書は、年代が経過するごとに書体の多様性が増すことと年記の少なさから、書風変遷の推移が把握しづらいものと考えられている。よって、書風分類の先行研究によっては、区分が異なる。はじめに伊東卓治氏による11分類（昭和30年）による検証から、石川九楊氏による7期（平成2年）と5期（平成15年）、飛田博昭氏による3期（平成5年）、鶴田一雄氏による4期（平成8年）、小浦直人氏による第4期（平成8年）とする各区分が提示されており、つぎのとおりである。

○伊東卓治「副島蒼海先生」（『墨美』43号 昭和30年3・4月）

- 第1類・幕末・明治初期 書状
- 第2類・明治10年・11年
- 第3類・明治14年
- 第4類・明治16年・17年
- 第5類・明治18年
- 第6類・明治19年と21年
- 第7類・明治22年から25年の書状類
- 第8類・明治25年
- 第9類・60歳代前半（明治20年代前半）
- 第10類・明治26年以降
- 第11類・最晩年（70歳代）

○石川九楊「『衆人皆酔う、我独り醒む』—副島種臣論ノオト—」（『季刊アステイオン』25号 平成2年7月）

- 第1期・明治6年頃以前
- 第2期・明治6年頃から9年頃
- 第3期・明治10年頃から14年頃
- 第4期・明治15年頃から17年頃
- 第5期・明治18年頃から20年頃
- 第6期・明治25年頃を頂点とする20年代
- 第7期・明治30年代

○飛田博昭「副島種臣書風形成考」（東京学芸大学修了論文集 平成5年）

- 第1期・行草主律前期 文久2年～明治15年頃
- 第2期・行草・篆隸混交期 明治16年頃～29年頃
- 第3期・行草主律後期 明治30年頃～明治38年

○鶴田一雄「副島蒼海の書について—書風の展開—」（『墨』120号 芸術新聞社 平成8年6月）

- 第1期・胎動期 50歳代前半まで
- 第2期・展開期 50歳代後半から60歳まで
- 第3期・熟成期 61歳から70歳まで
- 第4期・完成期 71歳から78歳まで

○小浦直人「蒼海・副島種臣書美探求—書風変遷を中心に—」（『書叢』（新潟大学書道研究会、平成8年）

- 第1期 ~55歳
- 第2期 56歳～60歳（56歳から60歳にかけて突如として篆書体、隸書体を使用した作品が現れた）
- 第3期 61歳～68歳（61歳から68歳までは行書体、草書体の作品が中心である）
- 第4期 69歳～78歳（69歳から晩年にかけて楷書単体作品が現れる）

○石川九揚「衆人皆酔う、我独り醒む—「裏切られた革命」への悲歌—」（『蒼海 副島種臣 書』二玄社 平成15年）

- 第1期・スタイル成立以前 [政治家の書①] 明治8年まで
- 第2期・スタイルの成立 [政治家の書②] 明治9年から15年
- 第3期・巨大な書群 [思想家の書] 明治16年から20年
- 第4期・書性の恢復 [書家の書] 明治20年代
- 第5期・晩年の書 [個人の書] 明治30年代

（2）副島における日本及び中国の書法の影響

本作の書法について、直接の影響を学んだものは、見出せないが、渦の書体の前例として、^{かいしん}解縉（1369～1415）が書いた「文語幅」（『中国書道史年表』二玄社、掲載）、にあるような^{とうきしやう}連綿体や、^{とうきしやう}董其昌（1555～1636）「行草羅漢賛等書卷」（東京国立博物館蔵）の行草体にしばしば看守される。

一方、種臣の作品で、例えば「興雲閣」額（作品番号81『蒼海梧竹の書』、佐賀県立博物館刊）に類似した渦巻きの書体が見られるが、部分的に使用されているに過ぎない。

副島における中国書からの影響については、以下の通りである。

- ・幕末～明治初 唐樣的（明末の米芾や文徵明等の流れを持つ、弘道館でも用いられた）書風に類する作品を制作
- ・明治6年 李鴻章をはじめとする政府要人と外交
- ・明治9年～10年 清国を漫遊 ^{さいぎやくけい}斎玉溪、^{おうやばい}王冶梅、^{もうしやうりん}毛祥麟、^{ちんまんじゆ}陳萬壽、^{ぜんしきん}銭子琴、^{ちやうじばう}楊萬、^{ちやうじばう}楊柏澗ら文人と交流
- ・明治12年頃～14年 清国駐日公使^{かじよしやう}何如璋、同参贊^{こうじゆけん}黄遵憲（公度）、同隋印^{ちんぶんえん}沈文熒（梅使）、興亜学校教師^{ちやうじばう}張滋昉らと交流
- ・明治16年 清国駐日公使^{れいしよしやう}黎庶昌、^{ほうせんえき}方璿益と交流。

- ・明治 16 年～17 年 副島、特に篆書・隸書を主とした作品を制作
- ・明治 17 年 中林梧竹が渡清から帰国、副島の仲介で銀座へ転居
- ・明治 22 年～23 年頃 梧竹が中国より六朝以前の拓本を東京に持ち帰った折、副島も鑑賞（張滋昉^{ちようじぼう}から中林梧竹宛ての書簡）

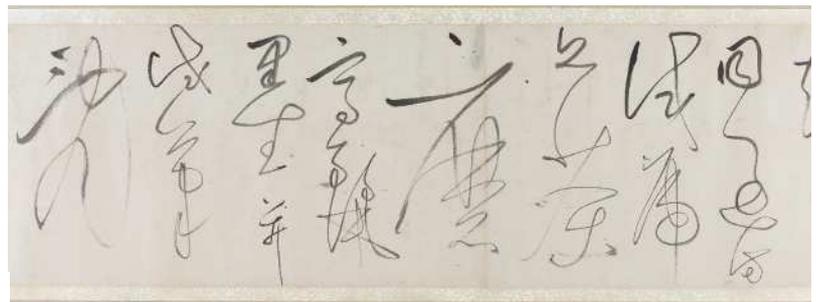
『蒼海全集』（蒼海自詠の漢詩二千首余を収録）

- ・『蒼海全集』巻 3 に、篆刻、漢碑、石鼓文、禹碑等の碑学に関する詩文
- ・『蒼海全集』に、梧竹をはじめとする日本書家（中林梧竹、巖谷一六、貫名海屋、宮島大八ら）や中国の文化人との詩の応酬

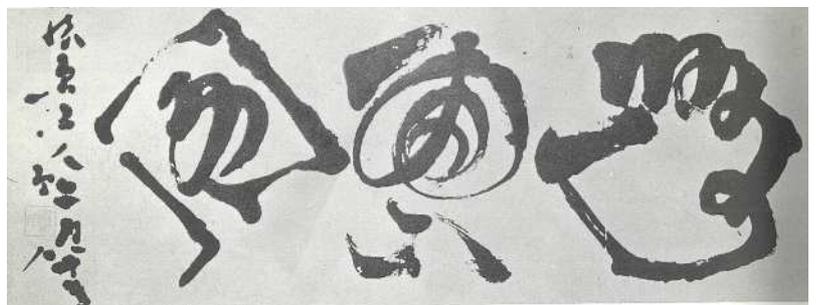
上記にあげられる主な中国の政府要人・文化人、梧竹らの日本の書家との交友を通じて同時代の中国の書体や清末まで流行していた、六朝時代の石碑の書体（隸書・篆書、北碑）を学ぶ機会が多くあり、自身の作品に反映させたものと考えられる。



解縉筆「文語幅」明時代
（玉村霽山『中国書道史年表』二玄社、1998 年、p76 掲載）



董其昌筆「行草書羅漢贊等書卷」明時代・万歴 31 年（1603 年）
東京国立博物館蔵



副島種臣筆「興雲閣」個人蔵
（『蒼海梧竹の書』佐賀県立博物館、1972 年掲載）

11-(3) 佐賀県文化財の指定理由

1 種 別	佐賀県重要文化財（考古資料）
2 名称及び員数	ていがいねんめいこくしよぼうすいしや 丁亥年銘刻書紡錘車 1点
3 指定年月日	令和7年 月 日（重第 号）
4 所在の場所	佐賀県小城市小城町 158-4（小城市立歴史資料館）
5 所有者の氏名及び住所	小城市教育委員会 佐賀県小城市三日月町長神田 2312-2

6 概 要

本資料は、脊振山系の天山南麓の扇状地上に位置する小城市丁永遺跡からの出土である。丁永遺跡は弥生時代から中世にかけての集落跡であり、平成19年度に丁永遺跡2区の発掘調査が実施され古墳時代から平安時代にかけての堅穴住居跡や土抗、溝跡等が検出されている。本資料は、そのなかの小穴（遺構番号P070）より出土した。

紡錘車とは、穿孔を施した円盤型の石製品または土製品（紡輪）に、軸棒（紡莖）を差し、回転させて繊維に撚りかける道具である。紡錘車の両面や側面に文字を刻むものを「刻書紡錘車」と呼ぶ。

紡錘車に刻まれる文字としては、人物名や地名、年号、日付、願文（仏教信仰にかかわる文言）などが挙げられる。その用途としては、明確な結論はいまだに出ないが、紡織にかかわる祭祀・儀礼等の行為で使用されたと考えられており、刻まれる文字はそれらの行為にかかわった人物や集団、郷名などを表していたとみられる。

本資料は一部欠損しているものの使用時の形態を良好に保っており、直径4.58cm、厚さ0.75cm、孔径0.77cmを測り、重量は27.5gである。材質は片状蛇紋岩（滑石を含む可能性）である。断面長方形を呈し、上面には「丁亥年 六月十二日 □ 梶十□□」と線刻されている。刻書の際には鋭い針状の金属器が使用されたとみられる。

記されている内容は「年・月・日+人名」と考えられ、「年」・「月・日」・「人名」のそれぞれの節毎に約90度向きを変える。積文は「丁亥年 六月十二日 □ 梶十□□」で、人名部分は「亦梶十万呂」もしくは「赤梶十万呂」と読める。刻まれた文字は中国六朝風の古様の字体の特徴をよくあらわしている。また、本資料に刻書された干支表記は大寶律令施行（西暦701年）以前の木簡にみえる書式で、大寶律令施行以降は年号表記が通例となる。刻まれた文字の特徴や共伴した土器片の観察から、本資料は「丁亥年」＝西暦687年にあてることができる。

7 指定の理由

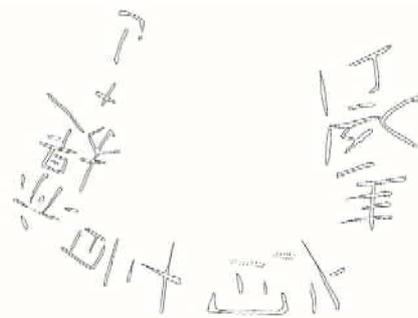
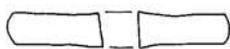
刻書紡錘車は関東地方に集中して分布しており、九州地方における出土事例は本資料を含め長崎県大村市竹松遺跡や佐賀県鳥栖市門戸口遺跡のみと希少であり、本資料は、これらに先だち九州地方において初めて発見された事例である。さらに、本資料は現時点で、日本国内で出土している紀年銘を有する刻書紡錘車の中で最古の年代を刻むものである。

以上のことから、佐賀県文化財保護条例第4条第1項の規定に基づき佐賀県重要文化財に指定し、その保存及び活用を図るものである。

8 その他参考となるべき事項

(参考文献)

- ・太田 正和 2010「丁亥年銘刻書紡錘車について」『北小路遺跡1・2区 丁永遺跡1・2・4・5区』小城市文化財調査報告書 第9集 小城市教育委員会
- ・高島 英之 2014「記年銘刻書紡錘車の基礎的研究」『日本古代の国家と王権・社会』塙書房
- ・高島 英之 2019「東北及び九州出土古代刻書紡輪の歴史的意義について」『東北及び九州出土古代刻書紡輪の歴史的意義について』第37集 群馬県埋蔵文化財調査事業団
- ・高島 英之 2023「刻書紡輪」『墨書土器と文字瓦—出土文字史料の研究—』吉村武彦・加藤友康・川尻秋生・中村友一編 八木書店



刻書部分の実測図

丁永遺跡出土 刻書紡錘車（飛鳥時代:687年）

12 佐賀県文化財の登録理由

1 種 別	無形文化財（工芸技術）
2 名称及び員数	のごみ人形
3 所在場所	佐賀県鹿島市大字山浦甲 1524
4 所有者等 （保持者等） 氏名・名称及び住所	のごみ人形工房 佐賀県鹿島市大字山浦甲 1524
5 写 真	
6 解 説 ※年代、形状、特色、 内容、由来・伝承等を 簡潔に記載	<p>1945年（昭和20年）、鍋島更紗を復元した染色家・鈴田照次氏が、終戦後の混乱と飢えの中で、荒廃しがちな風潮の中に潤いと楽しさを求めて「能古見（のごみ）」地域で創り上げた郷土玩具である。</p> <p>当初は木製の人形であったが、戦後の混乱が落ち着き始め、徐々に物資が豊かになりつつあったこと、木材よりも安定して量産できること、鈴田照次</p>

	<p>が有田焼の絵付け指導をしており、焼き物の知識や道具があったことなどから素焼物で製作するようになった。</p> <p>戦後数年を経て、佐賀県鹿島市の祐徳稲荷神社で魔除け、開運の参拝土産となり、広く郷土玩具として知られるようになった。</p> <p>のごみ人形の原料となる土は大牟田の山口粘土、塩田の磁器土（天草産）を混合したものを使用し、型は石膏製である。型に均一の厚みで押さえつけながら成型し、土鈴となる約1cmの土の玉を入れ、型を貼り合わせる。鈴口と紐を通す穴を開けて天日で乾燥させた後、ガス窯を使用して約900度で10時間ほど焼成する。焼成後、色づきを良くするために胡粉と膠を混ぜ、二度塗りする。その上から顔料を使い、鮮やかな絵付けを施す。最後に竹の皮を穴に通し、い草で結びつけた把手を付け、「のごみ人形」が完成する。</p> <p>丸みを帯びた単純化された造形、素朴な鈴の音、多彩な色使いが特徴である。代表的な干支の土鈴をはじめ、佐賀にちなんだカチガラス、ムツゴロウなど約50種類の人形を製作している。代表的な十二支鈴は日本郵便の年賀切手の絵柄に3度（昭和38年、平成3年、平成26年）採用された。</p>
<p>7 登録の理由</p>	<p>近年、社会状況や生活形態の変化から無形文化財の継承が課題となっている。申請者も「のごみ人形」の継承に対して危機感を抱いており、佐賀県の登録文化財とすることで内外に佐賀県の無形文化財としてPRし、今後の継承に繋げていきたいと考えている。</p> <p>今回、県登録文化財として登録することは、申請者の活動を奨励し、のごみ人形製作技術継承の一翼を担っているとの意識を一層強めることに繋がると考えられる。</p>
<p>8 該当する登録基準</p>	<p>一 芸術上の価値の高いもの</p>

【県担当所見】

当該文化財は、鍋島更紗を復元した染色家・鈴田照次氏が創り上げた人形である。現在は鈴田滋人氏（国の重要無形文化財「木版摺更紗」の保持者）および後継者の鈴田清人氏のデザイン・監修のもと、職人3名が人形製作を行っている。

洗練された柔らかな造形や多彩な色使いは高度な造形技術と豊かな色彩感覚が反映されており、カチガラスやムツゴロウ、浮立面などのモチーフは佐賀の地域的特色が色濃く表れている。

製作された人形は、鹿島市の観光協会や祐徳稲荷神社の門前商店街、全国の郷土玩具店のほか、国内外のセレクトショップなどでも販売され、人形を通じて佐賀の文化的魅力を広く発信している。

また、申請者は人形製作の傍らでイベント出展、地元小学生への工房案内や活動紹介等を積極的に行うなど、のごみ人形の普及活動に努め、地域の生涯学習の重要な役割を担っている。

これらの状況に鑑み、のごみ人形制作技術の継承を奨励し、申請者らの伝承芸能継承に対するさらなる意欲向上を促すとともに、県内外における当該文化財に対する関心の度合いを底上げするためにも、本件の登録は妥当と考える。